

(議長)

日程第6、議案第1号、江差追分に町民みんなで親しもう条例の制定について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号 江差追分に町民みんなで親しもう条例の制定について、でございます。

江差追分が育まれてきた歴史や文化を、町の財産と位置付け、町内が一丸となって、江差追分の普及、伝承、保存及び発信に努めることを目的に条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」(補足説明)

それでは議案第1号について、私の方から説明したいと存じます。議案書では2頁、資料では資料1の1頁をお開きください。

資料1で条例の概要を記載しておりますので説明をさせていただきます。

始めに、条例制定の考え方ですが、大きく3つの考え方を示しております。1つ目は、町の宝であり誇りでもある江差追分を再認識するとともに、新たな町づくりにするものであることです。2つ目は、江差追分に関する各地の取り組みを行政・団体・町民と、町内が一丸となって推進することであります。3つ目は、江差追分の普及・保存・伝承を確実に推進し、将来にわたって江差追分の里としての基盤整備を図ること、となっております。

次に条例名について、です。この条例は江差追分を唄うことや事業への参加を強制するものではなく、将来にわたって江差追分を普及・保存・伝承及び発信し、町を活気付けていくため、全ての町民と江差追分の歴史的意義と価値観を共有できるよう、江

差追分に町民みんなで親しんでもらおうという趣旨から条例名としたところであります。

次に、前文と目的である第1条について、です。江差追分の由来や条例制定の基本的な考え方を明らかにし、条例が目指す理想や目的をわかりやすく宣言したものでございます。

第2条では、町の責務を定めました。第1項では江差追分を生かした町づくりの推進を謳い、第2項では役場全体で江差追分を活用していく姿勢が求められることから、町は行動指針を策定し、取り組むということを責務とし、明文化したところでございます。具体的な例については、記載のとおりでございます。また第3項では、その推進に当たって、相互理解を謳い、町民等の自発的な意思を尊重し、その理解と協力を得て行うこととし、各種の取り組みを強制しないことを定めております。

次に、第3条ですが、団体等の役割について明記しております。団体等とは、江差追分会に限らず、江差追分に関連する地元団体組織全てを示しております。その役割ですが、江差追分の普及、保存、伝承及び発信に関する取り組みの加速を促すものとなっております。

次に、第4条では、町民等の協力を定めております。町民等とは、町民はもとより、町内の企業・団体全てを示すものでございます。また協力とは、それぞれが出来る範囲内において江差追分に関する各種の取り組みに参加、あるいは自らが行動することを期待するもので、決して強要するものではありません。

最後に、施行日です。この江差固有の条例への関心を高めてもらうために、新年を迎える1月1日を施行日とするものでございます。北海道新幹線開業に合わせて、今年4月1日には町民無料化の江差追分会館条例の一部改正を実施したように、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業での江差追分披露という活動目標を持っており、開催3年前となったことを強く意識付けることや、日本遺産登録に向けた取り組みとして、江差追分新時代スタートを告げる意味でも1月1日の施行が望ましいと考えたところでございます。2020年東京オリパラでの江差追分披露、日本遺産へのチャレンジへの追い風となることを期待し、年の初めである来年1月1日の施行としたところでございます。

以上で、条例案に関する説明とさせていただきます。宜しくご審議方、お願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

2点ほどお聞きします。

まず1点なのですが、第2条の第2項ですか。行動指針を策定するものとする。一定の仕組みっていうのは必要だと思うのですけれども、時期的なもの、それから色々な団体から意見を聞くということも、ひとつの方法策、事例がありますけれども、いずれにしてもどういう風に考えていらっしゃるか、お聞きしたいなど。

で、もうひとつ。ある意味提案になるかもしれませんが、この条例という観点からなるかどうかわかりませんが、江差追分、あの曲を町の中で一定の放送施設の街灯の放送する確保という問題もありますが、町の中に江差追分を一定の時期に流す。それは色々あるかもしれません。観光シーズン、5月か、一定の観光シーズン。もしくは追分大会のある程度一定の前、一定の期間、江差追分を一定の期間、地域、そういう施設、放送施設関係のこともあるかもしれませんが、町の中に流す。で、観光客来たら、ああこれが江差追分だとか、私そういうの必要だと思うのですけれども、この条例の部分の中でちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「追分観光課長」。

「追分観光課長」

まず行動指針ということですね。町の責務、第2条で、今ここにあの書かれている例については、既存の事業でやっていることもございます。まだまだこれから、1月1日に施行ということで、今、現在どのような行動指針を示していくかというのは、中で議論しております。また来年度、予算要求の時期でもございますので、よりよい条例制定が認められましたら、通りましたら、いわゆる来年度の予算要求に向けた新たなまた行動指針を策定していきたいという風に考えております。

それと江差追分の放送の関係ですが、今現在追分の全国大会の時に中央商店街でその大会の様子が流れております。実は追分観光課の方でも、例えばいにしえ街道で土曜日、日曜日、観光シーズンに追分が流れるようなことも、昨年、一昨年と検討したりはしております。検討しております、その事業実施に向けて。ただ、この関係につきましては、やはり地域の理解を得なければダメだというようなことで、一部やっぱり放送時間帯の問題、音量の問題、それから例えば、お休み中のところに流れてうるさいといわれるようなこともちらっと聞いていることは事実です。ただ観光客の皆さんにとっては、やはり追分流れるロマンの里江差、どこに行ってもこう観光資源のあるいにしえ街道に、追分が流れているってことはいいことだねって。それは、我々も認識しております。この辺につきましては、場所の問題、それと地域の、町内会の方々の理解等を得るために、今後とも、この条例が制定されたのちには、考えて参りたいという風に

思っていますので、ご理解をお願いします。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

正しくこの条例案にあります、町民等の協力だとかその上の団体等の役割、さっきちょっと言いましたけれども、ここの行動指針を作る上でも、それから今課長も言ったそういうことも検討したことがあると、流すやつですね。それこそ地域に投げかけて協力を頂く努力を、この条例の前提がそういう部分あると思うのですよね。ですから、ぜひその点でやってもらいたいと思いますね。

ですから、ちょっと質問で聞いたのは、行動指針を策定するというそのシステムというか、考え方。私は内部の予算要求という観点もそれはそれで大事でしょうけれども、色々な団体から聞くと、まずは聞くと。町民等の協力ということも含めれば、それを上で、このせつかく大事な行動指針を作るのだから、やったらいいのではないかなということも聞いたつもりだったのですが、改めてそのお考えがあればお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「追分観光課長」。

「追分観光課長」

この行動指針については、町民以外に町内の企業・団体、または学校、将来を担う児童・生徒、例えば学校教育の中で江差追分に親しむ、また授業、今現在もやっております。さらに、強くふるさと学習に向けた取り組みをやって頂く。またそれによって、児童生徒のみならず教員の意識改革の問題も出てきますでしょうし、色々な予算が伴うもの、または予算が伴わないものであれば、ここに書かれている記載例にあるように、町民が、職員が名刺で、今、現在、日本で最も美しい村連合のロゴマークを使用したりしていますけれども、新たに江差追分の譜面等も活用していくとか、様々な予算がかからないことも、今、現在色々あの指針の策定に努めております。で、これは追分観光課のみならず、役場全体ということ。これは健康推進課であろうと、建設水道課であろうと、産業振興であろうと、各々やはり出来ること、これらを集約していきながら、指針の方を制定し策定していきたいと考えております。宜しくお願い致します。

(議長)

はい。いいですね。

「副町長」。

「副町長」

今、担当課長からもお話しましたが、重複する部分もあろうかもしれませんが、簡潔に言いますと、予算付けの有無に関わらず、まず今、現在もう学校でも授業で取り組んでいることや、それらをまず整理整頓致します。それでこれは、関係課長だけではなく全課長会議でも実はこの条例を採りました。それで、照井町政の発案政策ではございますけども、来年はもう五五回目を迎える全国大会、もっとわかりやすく言いますと、このいわば三日間で、2、300人程の三日間の延べの、全国から来ているお客様をもう一回町民みんなでこの思いやりの心を持って出迎えることも含めて、それぞれの団体が出来ること出来ないこと含めて、そういったところの洗い出しも含めて一気に4月1日がスタート、1月1日がスタートということではなくて、積み上げをしていきます。そういったことで、他には類を見ない大事な地域資源ということで照井町長もその重要性に鑑みて、条例という形で今回表して、全町民でこの追分の見直しをしていこうと、こういうことで思っております。

それから2つ目のあの放送の関係は、議員のご提言ということでちょっと参考にさせて頂きます。以上でございます。

(議長)

はい、「萩原議員」。

「萩原議員」

私の方からですけれども、条例の制定に当たってはやっぱり江差追分の全国大会ですか。たくさんの方の皆様に見てほしいなという思いもあるのかなと思っております。全国大会に関しては検討委員会が実施されて、今年度から少年の部の人数等が変更されたなど変化がありました。条例の制定の考えの中に江差追分に関する各種の取り組みを、行政・団体・町民等、町民、町内、町民等町内が一丸となって推進というようなこともあります。追分大会に関してなんですけれども、一部の町民の声の中には様々なちょっと改良点というか要望点っていうのが何点かあります。これがすぐ変更されるかどうか分かりませんが、私が聞いている中ではまず、座席について、でございます。可動席があるにもかかわらず、ずっと床に座ってみるというスタイルになっています。要請に関しては、ほとんどが、人数が少ないってこともありまして、なかなか床に座っているということではなく、ほとんどの人が、後ろの椅子や横の方に座っているというような状況もあり、決勝の方はたくさん人が見ているので床に座る人もいましたが、このような

スタイルだとなんか、若い人は何か見に行きにくいというような声も聞いたことがあります。

また、審査についてなんですけれども、実は審査の点数も発表してはみてはどうかというような声も町民の間から聞いたことがあります。追分を楽しんでいる人は、見ている人はずっと朝から晩まで予選から見ている中で、自分なりに点数をつけて楽しんでいる人もいますので、そういう風に公表することによって、そういう見ている人の楽しみや、出場者に関しても、点数によって良い・悪いはあるかもしれませんが、点数を知ることによって今後の励みになると考えます。そういう形で町民の声がある中で、こういう形で、町民の声がありますけれども、町長や江差追分の会長として、こういう町民の声がある中で、今後追分大会ということについて、どのように考えているのか、ご意見を伺います。

(議長)

はい、「追分観光課長」。

「追分観光課長」

まず江差追分会の所管する全国大会。その中に町も入ってございますけれども、まずこの座席の問題について、でございます。色々な声があつて出ているということも聞いてはおります。この件に関しては、ちょっと追分会の中で、色々な声を聞いてみたいなと思っております。今すぐ固定席が良いとかいうことの返事はちょっと無理ですので、そのような声もあるということで師匠の方々、または関係者の方々に意見を聞いてみたいと思っております。

それと審査の点数の公表の関係。実は追分会の中でもこの審査点数の公表関係につきましては、議題として議論していることはございます。ただ今まだ来年度やるかどうかということについてはまともにはおりません。ただそのような声があるということで、師匠会を含めながら、この公表の有無に関しては、今議論をしているということで押さえておいて頂ければと思います。

(議長)

はい。いいですね。

「萩原議員」

はい。

(議長)

「萩原議員」。

「萩原議員」

わかりました。

それで実はもう1つ、保存・伝承ということについてなんですけども、条例の中に保存・伝承という言葉がありますけれども、実は今回少年の部で優勝した柳田小春ちゃんというのは小学校4年生で優勝したのですけれども、早い時期にこの優勝ということを達成できた中でちょっと目標を失いかけていた中で、優勝した後、祝賀会等色々な場所で唄う機会があって、本人も大分なんかやる気を出して、これからも追分頑張っていこうというような形で頑張っております。実は追分会館で実演等もあります。春休みや夏休み、日曜日や学校の休みだと、やっぱりこういう少年の入賞者やそういう人たちにも、実演で唄わせるって考えもいいのではないかなと、私は思いますけれども、そのような形が出来るのかどうか、お伺い致します。

(議長)

はい、「追分観光課長」。

「追分観光課長」

今、現在あの1日3回の実演を、サイクルを決めまして、今唄ってもらっている状況でございます。今、子どもたちも実演、出演をやってみたらどうかということですね。土曜・日曜、夏休み、可能なのかなのか、その辺もちょっと追分会含めながら議論をして、協議をして参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

(議長)

いいですか。

「萩原議員」

はい。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これで質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差追分に町民みんなで親しもう条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第4号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、第10号、日程第10号、議案第12号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、議会規則第37条の規定により、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました、議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号、江差町、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第4号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正、条例の一部を改正する条例について並びに議案第12号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、でございます。

平成28年人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する4つの条例を

改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第2号から第4号まで及び議案第12号について、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは補足説明をさせていただきます。

例年、改正をさせて頂いております給与条例等でございますけれども、人事院勧告に伴う給与法が成立したことから、一部改正の提案をさせていただきました。

最初に、議案第3号の職員の給与条例から説明をさせて頂きたいと思っております。議案書では5頁、資料では2頁の資料2になります。施行日が異なることから、第1条と第2条の2つに条立てしての改正案でございます。

第1条につきましては、給料表を、平均0.2パーセント引上げ、議案書9頁以降の別表第1のとおり改めることと致しまして、同時に独自削減のための附則別表第1、議案書では12頁以降も同時に改正を行いまして、28年の4月1日に遡及しての、適用させるという内容のものでございます。また、勤勉手当の支給につきまして、支給率につきましても、28年12月期において100分の10を引き上げる内容となっているものでございます。

これを受けての第2条になりますけれども、第2条の施行日は、29年の4月1日からとなるものでございますが、第1条での28年12月期に100分の10引き上げられた勤勉手当を、29年度では6月期と12月期を均等にするために、100分の85とする内容でございます。

加えまして、今回の改正では、扶養手当の見直しも行われました。配偶者や父母等の手当額を減額し、それを原資として、子に係る手当を引き上げるという内容のものでございまして、29年度を特例期間としての改正となるものでございます。配偶者、子、父母等の手当額の年度移行につきましては、資料の3番目、扶養手当の見直しの一覧のとおりとなっているものでございます。

次に、議案書3頁に戻りますけれども、議案第2号の特別職としての町長・副町長・教育長に対する期末手当支給率引き上げについて、引き上げについての改正でございます。三役の期末手当支給率は、職員でいう期末・勤勉手当支給率の合算となっておりますことから、職員同様に改正するものでございます。改正案の手法、製作手法に違いはあるものの、改正内容に関しましては議案第3号の職員の給与条例と同様であります。

次に、議案の15頁の議案第4号、そして追加議案の議案第12号について、でございます。働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるために、人事院勧告を受けまして、育児休業に関する法律及び育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、この改正が行われたことからの改正でございます。育児に関する内容は議案第12号で、介護等につきましては議案第10、議案第4号において、それぞれ内容を規定したものでございます。改正内容につきましては、資料3頁に記載のとおりでございますが、対象となる子の範囲に、特別養子縁組の看護期間中の子、それと養子縁組里親に委託されている子、これを加えることとなりました。それに加えまして、看護時間を新たに設けたことや、取得看護期間を3回に分割して取得することができること等々を中心として、文言整理も含めての改正内容となっているものでございます。

個々の条項につきましては、割愛をさせて頂きたいという風に思います。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

次に議案第3号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

議案第4号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり、可決されました。

(議長)

議案第12号、江差町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり、可決されました。